

議 第 2 4 号 議 案

ガソリン価格の高騰対策として「トリガー条項」の発動を求める意見書
の提出について

ガソリン価格の高騰対策として「トリガー条項」の発動を求める意見書を別紙のと
おり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年9月21日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

ガソリン価格の高騰対策として「トリガー条項」の発動を求める意見書を地方自治
法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

ガソリン価格の高騰対策として「トリガー条項」の発動を求める意見書

既に高水準にあった原油価格は、ウクライナ情勢の緊迫化などを受けてより一層上昇し、企業活動や国民生活への影響が出ている。特に公共交通機関や自動車の利用が不可欠な地域などは、その影響は計り知れない。その中で2023年8月、国内のガソリン価格が遂に15年ぶりに過去最高額を更新した。

岸田政権の緊急対策では2023年9月末までの予定だった激変緩和措置（燃料油価格激変緩和補助金）を年末まで延長する一方、9月7日から補助を拡充する旨の価格高騰への緊急対策を発表した。

しかし、あくまで対策は「補助金のみ」で価格高騰を抑える減税措置に当たる「トリガー条項発動」には踏み切らなかった。

そもそも、「ガソリン価格を補助金で安くするという事は、物の値段の決まり方としておかしい」との声や、「補助金の財源は結局借金となるため、負担を先送りにするばかりでなく、ガソリン価格の大きな一角を占める税金自体を減税すべき」との声も上がっている。

「トリガー条項」とは、2010年の「所得税法の一部を改正する法律」によって設けられたもので、総務省が発表する小売物価統計調査に基づき、ガソリン平均価格が160円を3か月連続で超えると、ガソリン税の約半分に当たる25.1円の課税を停止し減税する仕組みである。2011年の東日本大震災の復興財源確保のための震災特例法で凍結されたが、非常に分かりやすい制度であるため、今こそ凍結は解除すべきである。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、国民の安定した生活を守るために、速やかに凍結を解除し、ガソリン価格の高騰対策として「トリガー条項」を発動することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
経済産業大臣	様